

寄 附 行 為



財団法人

堺市産業振興センター

財団法人堺市産業振興センター寄附行為

設立許可 昭和 32 年 8 月 8 日

登 記 昭和 32 年 9 月 3 日

最近変更 平成 18 年 3 月 23 日

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本センターは、中小商工業者等の経済活動の円滑化と、企業の安定化を推進し、もって堺市及び南大阪地域の地場産業をはじめとする中小企業の振興を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本センターは、財団法人堺市産業振興センターという。

(事務所)

第 3 条 本センターは、事務所を大阪府堺市北区長曾根町 1 8 3 番地 5 に置く。

(寄附行為の変更)

第 4 条 この寄附行為は、理事会の決議を経て、主務官庁の許可を受けなければ変更することができない。

2 前項の理事会の決議は、理事の 3 分の 2 以上の同意によらなければならない。

第2章 事 業

(事 業)

第 5 条 本センターは、第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 経営相談・支援及び情報化促進に関する事業
2. 新製品及び新技術の開発支援又は移転、普及、展示、実演に関する事業
3. 教育、研修及び実習に関する事業
4. 堺市内中小企業の融資斡旋及び融資補完に関する事業
5. 直接金融に関する事業
6. 地場産業の紹介、製品展示及び普及に関する事業
7. 調査及び情報処理・提供に関する事業

8. 本センターの会館の建設、維持、管理、運営に関する事業
9. 前各号に掲げるもののほか、本センターの目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産)

第6条 本センターの資産は、次の通りとする。

1. 出えん金
2. 出えん金から生ずる収入
3. その他の収入

(基本財産及び普通財産)

第7条 基本財産は、前条第1号に掲げるもののほか、基本財産に組入れることを指定された寄附金並びに理事会の決議により基本財産に編入された資産とする。

- 2 普通財産は、第1項以外の資産とする。

(基本財産処分の禁止)

第8条 本センターの基本財産は、理事の3分の2以上の者の同意と主務官庁の許可を受けなければこれを処分してはならない。

(会計年度)

第9条 本センターの会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員

(定数)

第10条 本センターに役員として、理事10人以上15人以内及び監事2人を置く。

(選任)

第11条 理事のうち、1人は理事長とし、堺市長が委嘱する。

- 2 その他の理事は、理事長が委嘱する。
- 3 監事は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

(副理事長・専務理事・常務理事)

第12条 本センターに、副理事長2人以内、専務理事1人及び常務理事1人を置き理事のうちから互選する。

(任期)

第13条 理事及び監事の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

- 2 任期の満了または辞任によって退任した理事または監事は、新たに定められた理事ま

たは監事が就任するまで、なおその職務を行う。

3 補欠の理事または監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第14条 理事長は、本センターを代表し、その事業を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 常務理事は、常時業務を処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

第5章 理事会

(理事会)

第15条 本センターの業務は、理事の全員をもって組織する理事会の決議により処理しなければならない。

(会議)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、この寄附行為に別段の定めある場合を除いて、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

3 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めある場合を除いて、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

4 理事会の決議をなすべき場合において、理事全員の同意があるときは、書面による決議をもって、理事会の決議に代えることができる。

5 前項の書面による決議には、理事会の決議に関する規定を準用する。

6 決議の目的である事項につき、理事全員が書面をもって同意を表したときは、書面による決議があったものとする。

(附議事項)

第17条 次に掲げる事項については、理事会に附議しなければならない。

1. 毎年度の収支予算及び事業計画
2. 毎年度の収支決算及び事業報告

第6章 南大阪地域地場産業振興事業連絡調整委員会

(南大阪地域地場産業振興事業連絡調整委員会)

第18条 本センターに南大阪地域地場産業振興事業連絡調整委員会（以下「連絡調整委員会」という。）を置く。

2 連絡調整委員会は、本センターが行う南大阪地域地場産業振興事業の事業計画及び実施状況について審議し、理事長に対して、事業に関する提言を行うものとする。

(南大阪地域地場産業振興事業連絡調整委員)

第19条 連絡調整委員会は、南大阪地域地場産業振興事業連絡調整委員（以下「連絡調整委員」という。）により構成する。

2 連絡調整委員は、大阪府及び南大阪地域の行政機関からの推薦により、理事長が委嘱する。

(開催)

第20条 連絡調整委員会は、理事長が招集する。

2 連絡調整委員会の議長は、連絡調整委員の互選により、これを定める。

第7章 解 散

(解散)

第21条 本センターは、次の事由によって解散する。

1. 理事会の決議

2. 破産

3. 設立許可の取消

2 前項第1号の決議には、第4条第2項の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第22条 解散後の残余財産は、理事会の議決を経た後、主務官庁の許可を得て、堺市又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補 則

(職員)

第23条 本センターの事業を行うため必要な職員を置くことができる。

2 前項の職員は、理事長がこれを任免する。

(事業計画等の承認)

第24条 本センターの事業計画、資金計画、収支予算及び決算については、理事会の議

決を経て、堺市長の承認を受けるものとする。事業計画及び収支予算を変更した場合もまた同様とする。

(理事長への委任)

第25条 この寄附行為に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

本会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事	河	盛	安之介
理事	福	永	英 治
理事	我	堂	武 夫
理事	河	内	順 三
理事	磯	野	良一郎
監事	村	田	宗 次

附 則 (昭和57年7月20日)

この寄附行為は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和57年8月19日)

第5条の規定にかかわらず、大阪府知事の許可のあった日から、昭和57年9月11日まで、昭和57年8月豪雨災害に伴い、被害を受けた小規模企業者に対して災害復旧資金の貸付業務を行う。

附 則 (昭和59年7月27日)

この寄附行為の変更は、現に就任している会長及び理事の地位及び任期には、影響をおよぼさないものとする。

附 則 (昭和61年8月30日)

この寄附行為の変更は、現に就任している役員の地位及び任期には、影響をおよぼさないものとする。

附 則 (平成18年3月23日)

1. この寄附行為の変更に伴い平成18年4月1日に就任した又は現に就任している理事及び監事においては、第13条第1項及び第3項の規定にかかわらず、平成20年3月末日までをその任期とする。
2. この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

財団法人堺市産業振興センター

〒591-8025 堺市北区長曾根町183-5

TEL 072-255-3311 FAX 072-255-5200

URL <http://www.sakai-ipc.jp/>